

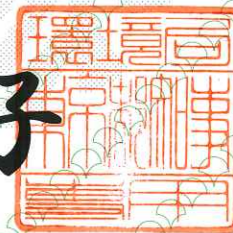
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番1号

氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 青木 卓廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 4月28日

許可の有効年月日 令和 7年 4月27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面のとおりに）

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コン
クリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上7種類）圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コン
クリートくず及び陶磁器くず（以上6種類）

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地

(1) 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

(2) 東京都大田区東海六丁目3番8号

3 許可の条件

(1) 上記2(1)の施設における作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

ただし、両施設とも破砕機の稼働時間は8時間とすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 4月 28日 新規許可

令和 2年 4月 28日 更新許可 第4回

令和 2年 12月 11日 変更許可 種類の追加（木くず）

令和 4年 4月 1日 変更許可 種類の追加（繊維くず）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区堀切一丁目 5 番 1 3 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類※	3.7(t/日)	4.2(t/日)	平成14年3月20日		
	紙くず	8.2(t/日)				
	木くず	3.2(t/日)				
	繊維くず	6.1(t/日)				
	金属くず※	35.0(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	30.9(t/日)				
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	4.0(t/日)	-----	平成29年4月17日	-----	-----
	がれき類	4.8(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類※	49.4(t/日)	40.2(t/日)	令和4年1月23日		
	紙くず	44.6(t/日)				
	木くず	-				
	繊維くず	21.7(t/日)				
	金属くず※	91.3(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ロックウールに限る。)	87.1(t/日)	-----			

(2) 施設所在地：東京都大田区東海六丁目 3 番 8 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類※	4.2(t/日)	4.5(t/日)	平成17年12月18日		
	紙くず	5.5(t/日)				
	木くず	4.2(t/日)				
	繊維くず	4.2(t/日)				
	金属くず※	5.5(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	22.0(t/日)				
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	4.0(t/日)	-----	平成26年4月16日	-----	-----
	がれき類	4.8(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類※	30.1(t/日)	30.3(t/日)	平成26年4月16日		
	紙くず	38.0(t/日)				
	木くず					
	金属くず※	25.6(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ロックウールに限る。)	28.2(t/日)	-----			

※ 廃蛍光ランプ、廃家電を除く。

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。